

I 地方行財政関係

1 地域主権の確立

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、中小企業庁、国土交通省)

【理由】

去る6月22日、今後の地域主権改革を推進する羅針盤ともいえる「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、国と地方公共団体の関係を、「国が地方に優越する上下の関係」から、「対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップ」の関係へと根本的に転換するという理念が掲げられ、地域住民が主役として改革を推進するとの決意が明確に示された。

しかしながら、この大綱を具現化していくために必要不可欠である地域主権関連3法案については、地方が早期の成立を再三強く求めてきたにもかかわらず、次期国会での継続審議となったところであり、加えて、今回の参議院選挙を経て生じたいわゆる衆参「ねじれ」現象のもと、今後の法案審議を含め地域主権改革の動向が不透明な状況になっている。

こうした状況の中、政府においては、地域主権関連3法案を早期に成立させ、地域主権戦略大綱に掲げる課題の具体的な工程等を明確にした上で、多くの課題に確実に取り組み、地域主権改革を推進する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地域主権関連3法案の早期成立

与野党双方で真摯に協議を行い、法案審議を早急に進めるなど、一日でも早く、「国と地方の協議の場」の法制化を含む地域主権関連3法案を成立させるよう最大限の努力を行うこと。

2 地域主権改革の着実な推進

地域主権戦略大綱においては、地方税財源の充実確保、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化など、広範な課題に関し一定の方針が示されたが、今後は、これらの課題の具体的な目標・工程表の策定や各分野の制度設計を進めるに当たって、「国と地方の協議の場」等による地方の意見を十分踏まえて、真の「地域主権」改革につながるものとする事

3 国と地方の役割分担の明確化

国と地方の二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政体制を構築するために、国と地方の役割分担を一層明確にした上で、国の出先機関を廃止・縮小し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源の一体的移譲を前提に、可能なものから速やかに移譲するとともに、義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の累次の勧告を踏まえ、廃止も含めより一層の抜本的な見直しを進めること。

なお、直轄事業負担金については、今後、平成25年度までの早い時期での制度廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早期に策定すること。その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないように配慮すること。

4 国と地方の十分な協議

法制化が進められている「国と地方の協議の場」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、地方の実情や地方の声が十分反映されるよう、実質的な協議が行われる、実効性のある場とすること。

特に、地方税財源の充実確保や、一括交付金制度等の地方行財政制度、「医療保険制度」及び「障害者福祉制度」などの新たな社会保障制度の制度設計等に当たっては、「国と地方の協議の場」を積極的に活用し、企画立案の段階から、地方の実情や意見を十分聴取するとともに、政策への反映を図ること。

2 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

【理由】

平成22年度の地方交付税は出口ベースで約1.1兆円の増額が実現したものの、歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善しておらず、地方財政は依然として厳しい状況にある。

こうした中、6月に閣議決定された「財政運営戦略」においては、国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善という目標を掲げ、新成長戦略の実行により、経済成長の実現を目指すとともに、地方交付税と国の一般歳出を合わせた歳出枠の抑制や、消費税を含む税制の抜本的な改革を行い、財政の健全化を目指すとされた。

地方は、これまで徹底した行財政改革に取り組んできており、財政健全化を進めるに当たっては、地方財政に一層の負担を課し、結果として国民生活に不可欠な行政サービスの維持さえ危うくなるようなことがあってはならない。

今後も地方が行財政改革を推進することは言うまでもないが、少子高齢化や地域経済活性化など地方の増大する役割に対応し、真の地方分権型社会を実現するために、地方が自由に使える税財源の充実確保を図ることが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地方交付税等の総額確保等

基礎的財政収支の改善という目標の下で地方交付税が大幅に削減され、地方の疲弊をもたらした過去の失敗を繰り返さないよう、「財政運営戦略」において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げ、地方にとって必要な一般財源総額の確保を図ること。また、法定率の引上げによる地方交付税の増額を実現し、それにより地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図ること。

さらに、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、地方交付税財源を別枠加算すること。

2 一括交付金の予算総額の確保と制度設計

ひも付き補助金の一括交付金化については、補助金制度の抜本的改革という観点から「政策誘導」や「ひも付き」という性質を排除し、国の事前関与を縮小するなど、地方の責任と判断で自由に使えるものとする。

また、一括交付金化に当たっては、国の一方的な財源捻出の手段とすることなく、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、配分に当たっては、財政力が弱く、社会資本整備が遅れた地方に配慮すること。

さらに、都道府県を介することなく国の出先機関等を通じて任意団体等に直接交付されている補助金については、地域振興に関するものなど、地方自治体が政策的な裁量を発揮すべき補助金等は廃止し、一括交付金化の対象とすること。

3 地方税源の充実強化

地域主権型の国づくりを実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方が担う役割に見合った税財源が十分確保されるよう、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと。

また、税財源の移譲に伴い、地方自治体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の復元・増額を基本として、財源調整及び財源保障のための制度を検討すること。

4 地方消費税の引上げを含む税制の抜本的な改革

消費税の引上げを含む税制の抜本的改革に当たっては、地方において社会保障や住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供できるよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の充実を図ること。なお、地方消費税の引上げは、経済状況の好転と、さらなる行財政改革の断行を前提に、低所得者等の負担にも配慮した上で実現を図ること。

5 地方環境税など地方の税源確保の仕組みの創設

地球環境税などの地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策に地方自治体が果たしている役割を十分に踏まえ、地方環境税など地方の財源を確保する仕組みを創設すること。

6 景気回復と経済成長を見据えた財政運営

財政健全化のためには、歳出の抑制だけでなく、確実な景気回復と経済成長が不可欠であり、地域の活力・創意工夫を思い切って引き出すなど、まずは新成長戦略を着実に実行すること。

また、これまで地方は、国が定めた税財政制度の枠組みによる制約の中で、徹底した行財政改革に取り組んできており、国においても、国自らの行財政改革を真摯に実行すること。

今後、地方財政対策をはじめ具体的な予算編成や一括交付金の制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の実態や意見を十分踏まえること。